

サブソサイエティ運営規程

(平成 22 年 11 月 17 日 制定)
(2019 年 4 月 25 日 一部改正)
(2023 年 12 月 27 日 一部改正)

第 1 章 総則

第 1 条 本規程は、基礎・境界ソサイエティ（以下、本ソサイエティと称す）にてサブソサイエティを設立・運営するにあたり必要な事項を定める。

第 2 章 目的および事業

第 2 条 サブソサイエティは、サブソサイエティ形態の組織に基づく研究活動を通して 1 研究専門委員会以上の多岐にわたる当該研究分野の活性化を図り、学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。

第 3 条 サブソサイエティは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- イ) 年 1 回程度のサブソサイエティ主催の学術研究集会等の開催
- ロ) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 サブソサイエティ役員および委員

第 4 条 サブソサイエティはサブソサイエティ長を選定する。サブソサイエティ長の任期は 1 年とし、2 期を越えてはならない。また、再任は出来ない。なお、サブソサイエティ長はソサイエティ副会長を兼務する。

- 2. その他必要な委員若干名をサブソサイエティにおくことができる。

第 4 章 会議

第 5 条 サブソサイエティに意思決定機関（以下、議決機関と称す）をおく。サブソサイエティの議決機関の構成は、各サブソサイエティにて定めるものとする。

- 2. サブソサイエティ長は、サブソサイエティの議決機関を代表し、統括する。
- 3. サブソサイエティ長は、サブソサイエティの議決結果を本ソサイエティ運営委員会に提案または報告する。

第 6 条 サブソサイエティの事業の円滑な運営を図るため、サブソサイエティ長はサブソサイエティの議決を経て必要な委員会をおくことができる。

第 5 章 新設および統廃合

第 7 条 サブソサイエティの新設は、次の成立条件を満たし、本ソサイエティ拡大運営委員会の承認を得るものとする。

- イ) 研究分野が 1 研究専門委員会以上の多岐にわたり、サブソサイエティ形態の組織を有することの研究活動に及ぼすメリットが明確に示されること。

- ロ) 研究分野が一過性のトピックではなく、永続性のある研究分野をカバーすること。
- ハ) 年1回程度はサブソサイエティ主催の学術研究集会等の開催が行えること。
- ニ) 研究会発表や論文投稿など、研究活動に関してアクティブな会員を多数保有していること。
- ホ) 本ソサイエティに過大な財政的負担をかけずに運営できること。

第8条 サブソサイエティの統廃合は、前条の成立条件を満たせなくなった段階で、当事者の意向を考慮し、本ソサイエティ拡大運営委員会で検証・決定し、理事会に報告する。

付則

- 1) 本規程は、平成22年11月17日から適用する。
- 2) 本規程の変更は、本ソサイエティ運営委員会の承認のもとに行う。
- 3) 本規程の2019年4月25日改正は、2019年6月6日から適用する。
- 4) 本規程の2023年12月27日改正は、2023年12月27日から適用する。